

衆議院 第七十九回国会 經濟産業委員会 議事録 第四号

平成二十三年十二月二日(金曜日)

午前九時五十分開議

出席委員

委員長 吉田おさむ君

理事 石関 貴史君 近藤 洋介君
理事 出嶋 要君 中山 義活君
理事 渡辺浩一郎君 梶山 弘志君
理事 菅原 一秀君 佐藤 茂樹君
理事 井戸まさえ君 大島 章宏君
金子 健一君 川口 博君
木村たけつか君 北神 圭朗君
柳渕 万里君 齊木 武志君
柴橋 正直君 平 智之君
高松 和夫君 中後 淳君
花咲 宏基君 平山 泰朗君
藤田 大助君 松岡 広隆君
山本 剛正君 湯原 俊二君
渡辺 義彦君 近藤三津枝君
高市 早苗君 橋 慶一郎君
谷畑 孝君 長島 忠美君
西野あきら君 額賀福志郎君
江田 康幸君 古井 英勝君
山内 康一君

經濟産業大臣 枝野 幸男君
經濟産業大臣政務官 北神 圭朗君
(政府参考人) 厚木 進君
(經濟産業省貿易經濟協力局長) 綱井 幸裕君
經濟産業委員会専門員

委員の異動

十二月二日

辞任

補欠選任
加藤 学君 金子 健二君

同日
山崎 誠君 湯原 俊二君
西村 康稔君 長島 忠美君
辞任、補欠選任
金子 健二君 加藤 学君
湯原 俊二君 山崎 誠君
長島 忠美君 西村 康稔君

十二月二日
原発からの速やかな撤退に関する請願(吉井英勝君紹介)(第四〇二号)
勝君紹介(第四〇二号)
原発からの速やかな撤退で原発ゼロに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第四〇二号)
同(笠井亮君紹介)(第四〇三号)
同(穀田恵二君紹介)(第四〇四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第四〇五号)
同(志位和夫君紹介)(第四〇六号)
同(塩川鉄也君紹介)(第四〇七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第四〇八号)
同(宮本岳志君紹介)(第四〇九号)
同(吉井英勝君紹介)(第四一〇号)
東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原発推進政策の抜本見直しと持続可能な自然エネルギーへの転換に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第四一一号)
同(笠井亮君紹介)(第四一二号)
同(穀田恵二君紹介)(第四一三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第四一四号)
同(志位和夫君紹介)(第四一五号)
同(塩川鉄也君紹介)(第四一六号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第四一七号)
同(宮本岳志君紹介)(第四一八号)
同(吉井英勝君紹介)(第四一九号)
原発からの撤退を求めることに関する請願(笠井亮君紹介)(第四二〇号)

同(宮本岳志君紹介)(第四二二号)
同(穀田恵二君紹介)(第四二六号)
同(笠井亮君紹介)(第四二七号)
同(塩川鉄也君紹介)(第四二八号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第四二九号)
同(宮本岳志君紹介)(第四三〇号)
原発からの撤退を決断しエネルギー政策の転換に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第四四二号)
同(笠井亮君紹介)(第四四三号)
同(穀田恵二君紹介)(第四四四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第四四五号)
同(志位和夫君紹介)(第四四六号)
同(塩川鉄也君紹介)(第四四七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第四四八号)
同(宮本岳志君紹介)(第四四九号)
同(吉井英勝君紹介)(第四五〇号)
業者婦人の実態調査を求めることに関する請願(宮本岳志君紹介)(第四五一号)
同(小野寺五典君紹介)(第四五二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第四五三号)
同(古賀誠君紹介)(第四五六号)
エネルギー政策を転換し原発ゼロに関する請願(笠井亮君紹介)(第五〇八号)
原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第五〇九号)
原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願(阿部知子君紹介)(第五一〇号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第五一一号)
同(笠井亮君紹介)(第五一二号)
同(穀田恵二君紹介)(第五一三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第五一四号)
同(志位和夫君紹介)(第五一五号)
同(塩川鉄也君紹介)(第五一六号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第五一七号)

同(宮本岳志君紹介)(第五一八号)
同(吉井英勝君紹介)(第五一九号)
同(笠井亮君紹介)(第五二〇号)
原子力依存のエネルギー政策を転換することに関する請願(笠井亮君紹介)(第五二五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(内閣提出、第七十七回国会閣法第二六号)

○吉田委員長 これより会議を開きます。

第七十七回国会、内閣提出、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案を議題といたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。枝野經濟産業大臣。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○枝野國務大臣 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、アジア各国では、グローバル企業誘致のため、税制面を初めとする各種支援措置の強化に取り組んでおり、世界的な企業誘致競争が激化しています。
こうした中、我が国においては、グローバル企業の新規立地が減少する一方で、グローバル企業

の撤退が相次いでおり、仮にこのような事態を放置すれば、我が国の産業競争力の低下や雇用の減少が進展し、我が国はアジア地域における国際的な事業活動拠点としての地位を喪失することとなります。

このため、グローバル企業が我が国に会社を設立して行う新たな研究開発事業や統括事業に対する支援措置を講ずることにより、グローバル企業の研究開発拠点と、いわゆるアジア本社を我が国に呼び込み、新たな事業の創出や就業機会の増大を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、主務大臣が、グローバル企業が我が国に会社を設立して行う新たな研究開発事業及び統括事業の促進の意義等を示した基本方針を策定いたします。

第二に、この基本方針に基づいて、主務大臣は、グローバル企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画を認定し、課税の特例、特許料の軽減、外国為替及び外国貿易法の特例等の支援措置を講じます。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○吉田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○吉田委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、政府参考人として経済産業省貿易経済協力局長厚木進君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。藤田大助君。

○藤田(大)委員 おはようございます。民主党の藤田大助でございます。

きょうは、貴重な質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。アジアの拠点化法案に関連しての質問というところになりますけれども、やはりその背景には、円高、空洞化対策、こういったものがあるというふうにご考えております。

昨日、ある企業の方とお話をさせていただきました。今の空洞化というのは非常に怖いんだ、生産ラインが丸ごと海外に出ていってしまう、この日本に設備投資がなくなる、あるいは雇用も失われる、そういう意味では非常に深刻な状況になってきているというふうにご認識しているかというふうに思います。

第三次補正予算の成立であるとか第四次補正の指示がなされている、こういういろいろな動きの中で、経済産業省として、円高、空洞化に対する危機意識、その考え方、対応についてお伺いしたいと思っております。これも本当にいろいろなお話しいただいてのことだと思っておりますけれども、この法律を成立させていくということに当たってお伺いできればと思っております。よろしくお願いたします。

○枝野国務大臣 昨今の円高の進行というものは、景気の下振れのリスクであり、また産業空洞化のリスクであります。それも、今御指摘いただいたとおり、本当にそれは根本的な問題を生じつつある大きなリスクであるという危機感を持って対応をさせていただいているところでございます。

これに対しては、そうした円高の状況等によって厳しい状況に置かれておられる皆さんのまず目の前の経営をしっかりと支えるという守りの側面と、そして、日本の潜在力を生かしてしっかりと打って出る攻めの政策と両面が重要だということに思っております。

特に、この痛みというものを最小化する、また、できるだけ早く円高の状況を是正していくことが必要だと思っておりますが、同時に円高のメリットがある部分については最大限生かす、まずはこの当面の措置というものを充実させていきたいということ、政府全体としては、十月二十一日に円高への総合的対応策を閣議決定しているところでございます。

その中で特に、具体的に申し上げますと、企業の工場や研究開発施設に対する国内立地補助金を抜本的に拡充いたしました。三千三百億円、三次補正等で積んでおります。それから、自己資本が毀損をした中堅企業等の資本充実策、これには六十二億三千万円を積んでおります。円高メリットを活用したという意味では、資源確保の支援策を八十億円積んでいるなど、さまざまな手段による対策を講じているところでございます。

これに加えて、今回お願いをしております法案を成立させていただき、グローバル企業をこの円高の状況の中でも日本で活動するというように引っ張り込むことによって、日本の強みを生かしてこの円高による空洞化を乗り越えていくということに近づけてまいりたいというふうに思っております。

○藤田(大)委員 ありがとうございます。まさにおっしゃられますように、国内立地補助金などを初めさまざま御説明いただきましたような政策を一つ一つ総動員して対応していく必要があるというふうなふうに私自身も思っておりますし、これはかなりきめ細やかなところまでいかないといけない大変な作業ですけれども、これこそまさに政治の責任としてやっていかなければならないというふうにご感じております。

そこで、このアジア拠点化法案についてなんですけれども、これは二〇〇九年の夏の政権交代後、初の成長戦略として策定された「新成長戦略」「元気な日本」復活のシナリオ、これに二十一年の国家プロジェクトを選定して、その中のアジア拠点化の推進を具体化しようというものだとい

うふうに思います。

ただ、この閣議決定自体が二〇一〇年の六月といたこともあって、まさにことは、三月十一日の東日本大震災、欧州の経済危機であるとか、先ほど御説明いただきましたように非常に厳しい円高ということでございますので、刻々と経済の状況も移り変わって、厳しい状況も生まれてきているということでございます。

このような状況を踏まえて、本法案の意義について改めて説明いただければというふうに思っています。

○枝野国務大臣 確かに、この間特に急激な円高の進行などさまざまな産業をめぐる環境の変化がありまして、それに迅速に対応しなければならぬ、そういう側面があるのは間違いございません。また、三・一一もいろいろな意味で我が国の経済に影響を与えております。

ただ、一方で、日本がこれからこの円高を乗り越えて、そして空洞化を防ぎ、しっかりと国内の雇用や産業を維持、育てていくという観点に立つたときに、やはりグローバル企業の、特に研究やあるいはいわゆるアジア本社機能を日本にできるだけ持ってくる、このアジアにおける各国間の競争にしっかりと打ちかかっていくということは、共通の基盤として重要であることは全く変わりがないだろうというふうに思っております。

特に、例えば三・一一の大震災と原発事故は、日本の経済に大きな打撃も与えましたし、また現に被災地域の皆さんは今なお大変厳しい状況の中で御苦労をいただいています、これに対しては大変申しわけないと思っております。さらに復興に向けて努力をいかにかなげないかと思っております。例えばあのときに心配をされたサプライチェーンの寸断という問題については、当時、官房長官という立場で心配をしていた状況よりも大変急速に復旧を遂げて、これについてはやはり国際的にも高い評価をいただいているというふうに思っております。あるいはまた、震災あるいは原発事故による放射能の問題等がありながらも、広

い意味でのジャパン・ブランドに対する各国の評価というのはいや高いものがあると思っております。

そうした客観的な状況を踏まえれば、研究拠点やアジア本社機能をできるならば日本に置きたいというグローバル企業は少なからずある。ただ、そうした皆さんが日本に来る動機づけをしつかりとさせていくことが重要であると思っております。この法律案を通していただくと、認定事業者に対しての法人税の所得控除など、さまざまな支援策でグローバル企業を呼び込む動機づけというものは大きく図れるのではないかと。

そうしますと、研究拠点であれ、あるいはアジア本社機能であれ、そこで生じる雇用にとどまらず、そこから波及を周囲地域の活性化や雇用に与える影響、周辺地域の経済に与える影響というのは大変大きなものがあると思っておりますので、ぜひそうした意義を御理解いただいて、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

**○藤田(大)委員** 御答弁ありがとうございます。わかりやすく説明していただけたのではないかなというふうに感じております。ぜひ、こういったことを、後ほど質問させていただく予定なんですけれども、売り込んでいく説明をいろいろ国民やあるいは海外にしっかりとさせていただければというふうに思います。

本法律案により、まさに先ほど大臣おっしゃられましたように、我が国をアジアの経済、技術、人材の拠点にすることで、今後目指すべき我が国の経済成長や力強い産業構造をどのように向上させていくか、そこをしっかりと説明していただきたいというふうに思います。

また、地域に波及というように先ほどおっしゃられましたけれども、地域の経済という視点で少し質問をさせていただきたいと思っております。

減税等の支援措置によりグローバル企業の研究開発拠点やアジア本社を呼び込むというように

一つの大きな方向性でこれから国が、ほかの施策もあると思うんですけども、この法律案で目指していくということなんですけれども、例えば私が暮らす三重県なんかでも、外資系の企業の県内投資へ力を入れていくということでも大きく取り組みを始めていくところだと思います。

フランスの断熱材大手の企業が三重県の津市に工場を設ける、そういう決定をしたというように動きもありまして、ほかの地域でもそういう事例はあると思っておりますし、これから一層、自治体とかの取り組みあるいは地域の取り組みでそういうことも生まれたいというふうに思います。

本法律案で、研究開発拠点やアジア本社というのは、どちらかというと首都圏や大都市圏も含めた特定の地域に集約をさせることを想定しているようにも思えるんです。集約自体は非常に大切なことだと思っております。一方、この経済効果特定の地域だけではなく日本全国にできるだけ広く波及させることも必要ではないかというふうに私自身は考えております。

こうした自治体における独自の取り組みも含めて、この法律案の支援措置や自治体との連携、特に自治体の動きなんかも含めて、日本全体としてどのようにこういった誘致をしていくのかということ、呼び込んでいくのかということをお伺いしたいと思います。政府の見解をお伺いしたいと思います。

**○北神大臣政務官** ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今一番厳しいのはやはり地方だと思っておりますし、円高でも、地方の特に中小企業なんか非常に困難に直面をしている。今回の法律案も、できるだけそういった地方に波及させないといけないというふうに思っております。

当然、今おっしゃったフランスの企業もそうでしょうけれども、そういう多国籍企業が地方に立地をされれば、雇用にもつながりますし、技術の移転とかあるいは現地の企業との提携によっていろいろな可能性が開けてくる。こういった意味で、地方にもこの法案は非常に重要なものだと思います。

うふうに思っています。先生がおっしゃった特に三重県なんかは、ワンストップサービスとか企業立地補助を独自にやっております。

今後、この法案を通過していただければ、国としても、例えばジェットロなんかを通じて外資系の企業に、こういった都道府県はこういう優遇措置をさせていただきますよ、こういったことも案内をさせていただきます。また逆に、地方自治体と連携をしながら、このグローバル企業は潜在的にこういうことを考えている、そういう投資案件なんかについても伝達をさせていただいたり、そういった連携をすることはできます。

これは、この法律案だけじゃなくて、年内にアジア拠点化・対日投資促進プログラムというものを取りまとめますが、法律に規定されているもの以外に、今申し上げたような地方自治体との連携とかそういったものも盛り込んで、地域の活力を上げていくというふうに思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○藤田(大)委員** 御答弁ありがとうございます。北神政務官がおっしゃられましたように、本当にいろいろな面で技術を持っている中小企業もいますし、いろいろな形で連携できる、あるいは技術の移転などさまざまな可能性も出てくると思っておりますので、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、ぜひ自治体との連携を大切にしたいと思っています。地域の動きにも注意していただきたいと思っています。

あわせて、これは要望なんですけれども、例えば地方都市なんかでは企業誘致とかをしたいというニーズはありますけれども、いろいろなところでハードルが高いところがありますので、ぜひそういった意味では敷居を低くして、相談体制とかいろいろな、先ほどの連携ではないですけども、広く、特定の地域がばつと思えば、この地域かなというように大体想定されるんですけれども、全国ではいろいろなところにそういうニーズがある、そのハードルを下げた方がいいことができればというふうに要望させていただきます。

だいたいと思います。

次の質問に移させていただきます。

経済産業省は、アジア本社及び研究開発拠点を呼び込むことの効果について、両拠点を年間三十社誘致することを目標としています。経済効果は年間八百七十五億円程度、雇用創出効果は直接雇用が二千で年間六千四百というように目標を掲げていると思うんですけども、この目標となる三十社について、なぜ三十社になったのかという理由をお伺いしたいと思います。

また、三十社を誘致することによりこれだけの波及効果が生じるというのは、数字だけ見てもなかなかわかりにくいところがありますので、具体的に、想定どおりこの効果を波及させていくためには、先ほども、一つの政策だけではなくさまざまなものを組み合わせるというように趣旨の話だったと思うんですけども、この効果を達成させていくためには何が必要なのかということをお伺いしたいと思います。

**○厚木政府参考人** お答え申し上げます。

先ほど先生から御指摘がありましたように、現在、年三十社の誘致目標を掲げておりますが、我が国やアジア新興国における研究開発拠点や統括拠点を直近の立地動向等を踏まえまして、この目標を掲げさせていただいているところでございます。

なお、これまで、環境、エネルギー、医療といった成長が見込まれる分野を中心に、新規投資を行う可能性の高いグローバル企業に対しまして、立地補助金や本法案によるインセンティブ等の支援措置を提示して個別に働きかけを実施しております。その中で、既に一定数の企業がインセンティブを踏まえまして日本への投資に関心を示してきております。そういう意味で、この三十社という誘致目標は、ある程度そういった誘致の状況を踏まえたものになっているというところでございます。

それから、効果の方でございますけれども、三十社の前提のもとに、一定の仮定のもとに試算を

したものでございまして、直接的には約二千人程度の雇用が見込まれます。これは過去の平均的な外資系グローバル企業の雇用人数等をもとに試算したものでございませうけれども、そのほかにも、拠点の設立により新たな設備投資や研究開発投資が行われることが見込まれますので、国内企業に対するその波及効果というものを試算いたしました。それで約四千四百人程度の雇用が期待される。本法案によって、合わせまして合計六千四百人程度の新たな雇用が創出されることが期待されているというところでございます。

いづれにいたしましても、先ほど申し上げましたような、既に日本への投資に関心を示している企業もございまして、こうした企業を着実に誘致することで数値目標を達成していきたいと考えておりますが、その際にはやはり、先ほど北神政務官の方からお答え申し上げましたけれども、関係省庁、地方公共団体等と密接に連携して、事業者の手続面での利便性を向上させるワンストップでの対応とか、あるいはアジア拠点化推進法案及び総合特区法等の各種支援措置をパッケージで提示して、その魅力を提示することによって、こうした国内投資を促進してまいりたいと考えております。

○藤田(大)委員 御答弁ありがとうございます。まさに、おっしゃられましたような手続の利便性とかパッケージ、そういったことが売りになって日本の魅力にもつながっていくというふうに思っています。

なぜ三十社というような質問をさせていただいたかといいますと、もう皆さん御存じのように、外資系の企業の本国への新規参入というのは減少傾向にあるわけですね。例えば二〇〇九年は、新規参入が八十二社、撤退が百六十四社と、撤退企業の方がかなり多いわけですね。

そんな中、最終的には、大きな目標として、この法律案のみならず、北神政務官がおっしゃられましたように、いろいろなところでこういったところを支援していかなければならないということ

ですけれども、例えば意欲的な目標をもう少し掲げていく、そういったことも今後議論は必要かというふうに思っています。

あわせて、既存企業の事業環境を、国でそういう生産活動であるとか事業活動をする上で、本当に魅力あるものにしていくことで、国内企業の流出なんかも防ぐことにもつながっていくというふうに思っていますので、まさに言われた、総合的なパッケージというか、万全のアフターケアであるとか、ニーズとことごとくこたえていくとか、そういったことも含めて、これは日本の強みだと思えますので、ぜひ取り組みを強化していただきたいというふうに思っています。

そういう中であって、この法律案では、法人税の軽減措置、例えば五年間二〇%の所得控除とか、いろいろな優遇措置もしています。

一方、韓国やシンガポールなんかは、法人税の水準がもとより低く、戦略分野を設けて、ターゲットを絞って減免措置をやっていくとか、あるいは外国人の高度な技術者なんかに大胆な優遇措置をするなどの熾烈な国際競争をしているというふうには私に認識しているんですけども、こういったあたりも総合的なものの一つとして、やはりこういったところは柱になる一つのことで、このあたりもぜひ今後検討していく必要があるのではないかなというふうに思っています。

そのほか、人件費とかコストも高いので、先ほどおっしゃられたような総合的な支援策というのは必要だと思っております。さらに日本は、大臣がおっしゃられましたように、東日本大震災により災害リスクであるとか原発問題、それはこれまでの対応の中で評価もされているところはあるというふうなお話でしたけれども、一方でやはりそういったものもあるわけですね。これをどう乗り越えていくかというのが重要な課題になってくると思います。そういう意味では、アジアの拠点化を目指していく上では、一層の取り組みをしていただきたいと思っております。もう一つ、次に、先ほどちょっと触れていた

だいたいでございども、総合特区とか復興特区とかの違いがどのようになっているのかとか、あるいはそれをどのように説明していくのかということとは非常に重要だというふうに思っています。

同じように、法人税の減税措置であるとかそういったことも思っていますので、そのあたりをしっかりと交通整理するなり融合するなりして説明をしていただきたいと思っております。改めてそのあたりのことについてお伺いできればと思います。

○厚木政府参考人 お答え申し上げます。

本アジア拠点化推進法案に基づき、あるいはそのものとの税制につきましては、特定の地域に限らず、グローバル企業が企業の立地に際して有効な優遇措置を、研究開発拠点とそれからアジア地域拠点という機能に着目して、それに限定して講じるものでございまして、それに対して、総合特区法とかあるいは復興特区法案等につきまして、限定された地域に対して規制の特例や支援措置等をパッケージ化して実施するものでございまして。

我々からすると、そうしたアジア拠点化推進をしていくためには、そういった地域ごとの環境整備とグローバル企業の高付加価値拠点の立地促進というものをあわせて講じて相乗効果を発揮していくことが重要ではないかと考えております。

ちなみに、韓国でも、高度な地域技術を伴う事業に支援措置を講じる制度と、経済自由区域等を指定しましてその中で支援措置を講じる制度が存在しております。

そういった措置をあわせて講じる中で、関係省庁、地域公共団体との密接な連携ということが重要になってまいりますので、先ほども申し上げましたけれども、事業者の手続面での利便性の向上等、あるいはお互いに情報を共有していくというようなことを行うことによつて、アジア拠点化の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○藤田(大)委員 ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、空洞化を食い止めていくには、この法律案、そしてそれに関連した諸施策の組み合わせが必要だと思っております。最初の方にも申し上げましたように、非常にきめ細やかな対応を求められるので、行政としても非常に大変なところもあると思っております。

その中で、きまは地域であるとかあるいは総合的にやっていくんだということを御説明いただいて、非常にしっかりと力強い決意を感じたところなんですけれども、先ほど北神政務官がおっしゃられたような中小企業という視点から、それと東日本大震災を受けて以降の地域のニーズというふうも含めて、少し質問させていただきたいというふうに思っています。

東日本大震災発災後は、我々、例えば地域であるとか地域経済の中で、今まで以上に、防災であるとか減災であるとか、事業経営のことを考えていかなければならなくなりました。

例えば、地域の中小企業が津波や自然災害により被害を受けたときに、これまで培ってきた技術がなくなってしまうのか、あるいは地域の産業は地域に根差して活動していますから、同じ地域で比較的安全な場所に生産ラインなどの一部を移転したいとか、そういうニーズが出てきております。そういう意味では、そういった中小企業のリスク分散とか災害対応に対するニーズに対応していく必要があるのではないかと、私には地域の中で企業の方々と対話していると感ずるところがあるんです。

例えば、BCPの策定を中小企業がやるうと思ってもなかなかできない。そんな中で、経済産業省や自治体、地域の経済団体が協力してできないのか。あるいは、東海・東南海・南海地震の三連動というものを想定した場合、大きな移動はなくても、ハザードマップとかでわかるので、やはり今までもより安全なところで企業活動を行いたいというふうなニーズがあります。

これはリアルな問題だと思っておりますので、そういう視点からぜひ経済産業省の支援策のあり方をお

伺いできればというふうに思います。

○枝野国務大臣 御指摘のとおり、災害、これは自然災害だけではなく、例えば感染症などもあり得ます。こういったものは、本当に天災は忘れたころにやってくるという世界です。

今回の東日本大震災で、こうしたものに対して、特に中小企業が乗り越えて事業を継続していくということの困難さと重要性ということが共有を今されているときだと思えますので、こうした機会に、御指摘いただいた事業継続計画、いわゆるBCPなどをしっかりと中小企業でもつくっていただく。

これに向けては、経済産業省でも中小企業BCP策定運用指針を策定して、これに基づいて容易に策定ができるようにホームページ上での様式やサンプル等の公表をしているところでございますし、また職員を各種団体のBCPセミナーに派遣する等の普及支援を行っているところでございます。

また、実際にこうして策定したBCPに基づいて施設の建て直しや移転などを含む防災施設等の整備を行う場合には、低利融資制度を設けているところでございます。

まさに、みんながこうした問題の重要性を共有している時期が重要だと思えますので、さらにこれを強化できないかどうか、検討してまいりたいと思えます。

○藤田(大)委員 ありがとうございます。力強いお言葉をいただいて、これからの活動をぜひ私どもも頑張つて支援していきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○吉田委員長 次回は、来る七日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十時二十七分散會

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進

に関する特別措置法案

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 研究開発事業等の促進(第四条—第十条)

第三章 雑則(第十二条—第十五条)

第四章 罰則(第十六条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、我が国がアジア地域その他の地域における国際的な経済活動の拠点となることが重要となつていくことに鑑み、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行うおとす特定多国籍企業の活動を促進するための特別の措置を講ずることにより、新たな事業の創出を図るとともに、就業の機会の増大に寄与し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「特定多国籍企業」とは、次の各号のいずれにも該当する法人をいう。

一 法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域(以下この号及び第四項において「国等」という。)以外の国等に当該法人の子法人等(当該法人がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。)の過半数を保有していることその他の当該法人と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。)を設立している法人であつて、国際的規模で事業活動を行っているものと認められるものとして主務省令で定める法人

二 高度な知識又は技術を有すると認められるものとして主務省令で定める法人

2 この法律において「国内関係会社」とは、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。

3 この法律において「研究開発事業」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術(以下この項において「高度技術」という。)の研究開発を行う事業(当該高度技術を用いて製品又は役務を開発する事業を含む。)のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

4 この法律において「統括事業」とは、二以上の法人(これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国等の数が二以上であるものに限り)のそれぞれの総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該二以上の法人に対する出資その他の当該方針の実施を確保する事業その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

5 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。  
一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が三百人以下の会社であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの  
二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下

の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社及び常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(基本方針) 第三条 主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の内容に関する事項

三 我が国事業者の特許発明、技術等の国外流出の防止その他特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に際し配慮すべき事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 研究開発事業等の促進 (研究開発事業計画の認定)

第一類第九号 経済産業委員會議録第四号 平成二十三年十二月二日

第四条 我が国において新たに研究開発事業を行

うため、当該研究開発事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業その子法人等(当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。第六条第一項において同じ。)が既に我が国において当該研究開発事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。)は、当該研究開発事業に関する計画(以下「研究開発事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究開発事業の内容
  - 二 研究開発事業に常時使用する従業員の数その他従業員に関し主務省令で定める事項
  - 三 実施期間
  - 四 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
  - 五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う研究開発事業以外の事業の有無
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
  - 二 前項第二号に掲げる従業員の数が主務省令で定める数以上であることその他従業員に関し主務省令で定める要件に適合するものであること。
  - 三 前項第三号に掲げる実施期間が主務省令で定める期間であること。
  - 四 前項第一号から第四号までに掲げる事項が

研究開発事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら研究開発事業を行うものであること。

(研究開発事業計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者当該認定に係る研究開発事業計画に従つて設立された国内関係会社を含む。以下「認定研究開発事業者」という。)は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。)に従つて研究開発事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定研究開発事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたとき、当該認定研究開発事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(統括事業計画の認定)

第六条 我が国において新たに統括事業を行うため、当該統括事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業(その子法人等が既に我が国において当該統括事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。)は、当該統括事業に関する計画(以下「統括事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その統括事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 統括事業計画には、次に掲げる事項を記載し

なければならない。

一 統括事業の内容

二 統括事業に常時使用する従業員の数その他従業員に関し主務省令で定める事項

三 実施期間

四 統括事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う統括事業以外の事業の有無

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る統括事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる従業員の数が主務省令で定める数以上であることその他従業員に関し主務省令で定める要件に適合するものであること。

三 前項第三号に掲げる実施期間が主務省令で定める期間であること。

四 前項第一号から第四号までに掲げる事項が統括事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら統括事業を行うものであること。

(統括事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る統括事業計画に従つて設立された国内関係会社を含む。以下「認定統括事業者」という。)は、当該認定に係る統括事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定統括事業者が前条第一項の認定に係る統括事業計画(前項の規定による変

更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定統括事業計画」という。)に従つて統括事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定統括事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定統括事業者に対して、当該認定統括事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(外国為替及び外国貿易法の特例)

第八条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十六条第一項に規定する外国投資家が認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて行おうとする国内関係会社の株式又は持分の取得について同法第二十七条第一項の規定による届出をした場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「三十日」とあるのは、「二週間」とする。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第九条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 認定研究開発事業者又は認定統括事業者である中小企業者が認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて研究開発事業又は統括事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 認定研究開発事業者又は認定統括事業者である中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて研究開発事業又は統括事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式

会社法第五條第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五條第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（特許料等の特例）  
第十條 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許発明（当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）について、特許法（昭和三十四年法律第二十一号）第七條第一項の規定による第一号から第十号までの各年分の特許料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。  
一 当該研究開発事業を行う中小企業者  
二 その特許発明が特許法第三十五條第一項に規定する従業者等（以下この号及び次項第二号において「従業者等」という。）がした同条第二項において「職務発明」という。）であつて、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同条第一

項に規定する使用者等（以下この号及び次項第二号において「使用者等」という。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等  
2 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明（当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 当該研究開発事業を行う中小企業者  
二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等  
（課税の特例）  
第十一條 認定研究開発事業者（第四條第三項第五号に適合するものとして研究開発事業計画の認定を受けた者が認定研究開発事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。）又は認定統括事業者（第六條第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。）の当該認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従って行う研究開発事業又は統括事業に係る所得については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定研究開発事業者又は認定統括事業者の取締役、執行役又は使用人である個人が、外国法

人（当該認定研究開発事業者又は認定統括事業者を当該外国法人の子会社等（当該外国法人がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該外国法人と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。）とするものに限る。以下この項において同じ。）から与えられた新株予約権の行使により当該外国法人の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。  
第三章 雑則

（国、地方公共団体等の責務）  
第十二條 国、地方公共団体及び独立行政法人日本貿易振興機構は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業を促進するため、当該研究開発事業及び統括事業の円滑な実施のための事業環境の整備その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。  
（指導及び助言）  
第十三條 国は、認定研究開発事業者又は認定統括事業者に対し、当該認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従って行われる研究開発事業又は統括事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。  
（報告の徴収）  
第十四條 主務大臣は、認定研究開発事業者に対して、当該認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定統括事業者に対し、当該認定統括事業計画の実施状況について報告を求めることができる。  
（主務大臣等）  
第十五條 第三條第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、経済産業大臣、研究開発事業の成果が直接利用される事業を所管する大臣及び統括事業に係る事業を所管する大臣とする。  
2 第四條第一項、同条第三項（第五條第四項において準用する場合を含む。）、第五條第一項か

ら第三項まで及び前条第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び研究開発事業の成果が直接利用される事業を所管する大臣とする。  
3 第六條第一項、同条第三項（第七條第四項において準用する場合を含む。）、第七條第一項から第三項まで及び前条第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び統括事業に係る事業を所管する大臣とする。

4 第二條第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第十一條第二項における主務省令は、第一項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二條第三項、第四條第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第五條第一項、第二項第四項、第六條第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第七條第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。  
第四章 罰則  
第十六條 第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。  
2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しては、同項の刑を科する。  
附則  
（施行期日）  
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（検討）  
第二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

る。

理由

我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針の策定並びに特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、これらの計画に基づき事業の実施について、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。